

沖縄振興特別推進交付金交付要綱

	平成24年4月19日	府政沖第149号
改正	平成24年12月18日	府政沖第418号
改正	令和元年5月1日	府政沖第135号
改正	令和元年6月28日	府政沖第39号
改正	令和2年12月25日	府政沖第297号
改正	令和4年3月31日	府政沖第138号
改正	令和5年3月30日	府政沖第101号

(通則)

第1条 沖縄振興特別推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「法」という。）第95条から第97条まで、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付の目的)

第2条 交付金は、沖縄県が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して作成した法第95条第1項に規定する沖縄振興交付金事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が沖縄県に交付金を交付することにより、沖縄の実情に即した事業の的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

(交付金の対象、経費及び交付率)

第3条 交付金の交付の対象となる事業等（以下「交付対象事業等」という。）及び経費（以下「交付対象経費」という。）並びに交付金の交付率（以下「交付率」という。）は次に掲げるとおりとする。

(1) 交付対象事業等は、別表に掲げる事業等のうち、沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等として事業計画に記載されたものとする。

ただし、次に掲げる事業等は、原則として、交付金を充てることはできないが、沖縄の振興にとって必要不可欠である等の特段の事情が認められる場合には、この限りでない。

ア 職員人件費や旅費等の事務費、公用施設の施設整備費、修繕費、維持管理費など地方公共団体が通常必要とする行政運営に必要な経費

イ 保証金及び出捐金

ウ 個人・法人の負担に充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務（現金給付を含む。）

エ 基金の造成費

オ 別途国の負担又は補助を得て実施することができる事業

なお、次に掲げる事業等は、交付金を充てることはできない。

ア 国庫補助事業等の地方負担分へ充当する事業（県の交付対象事業等で、町村が行う交付対象事業等の町村負担分に対する支援はこの類型には含まれない。）

イ 公共事業関係費をもって実施することができる事業

ウ 公債費

(2) 交付対象経費は、交付対象事業等に要する費用のうち沖縄県が負担する費用（沖縄の市町村その他の者が実施する交付対象事業等に要する費用の全部又は一部の負担を含む。）とする。

(3) 交付率は、10分の8以内とする。

（交付限度額）

第4条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、沖縄県に対して、交付金を交付することができる。

（事業計画の作成及び提出）

第5条 交付金の交付を受けようとする場合、沖縄県知事（以下「知事」という。）は、次に掲げる事項を記載した事業計画を作成し、当該計画を大臣に提出しなければならない。

(1) 交付対象事業等の名称及び概要

(2) 交付対象事業等に要する費用

(3) 計画期間

(4) 事業等の総事業費

(5) その他必要な事項

2 大臣は、知事から前項の規定に基づく事業計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を知事に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第6条 知事は、事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、変更後の事業計画を大臣に提出しなければならない。

(1) 交付対象事業等の新設又は廃止を申請する場合

(2) 交付金の交付決定後、交付対象事業等の進捗の状況により、(1)に関わらず、交付決定した交付金額を増額する場合

(3) 前条第2項の規定を踏まえ、事業計画の変更が生じた場合

(4) その他事情の変更により、特別な事由が生じたため、事業計画の大幅な変更が生じた場合

（事業計画の事後評価）

第7条 沖縄県は、事業計画に掲げる交付対象事業等の成果目標を設定するとともに、成果目標の達成状況について評価を行い、これを公表するとともに、大臣に報告するものとする。

2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、沖縄県に対し必要な助言をし、改善を求めることができる。

(交付の申請)

第8条 知事は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号の交付申請書及び添付書類を大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 大臣は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る交付対象事業等が適正であると認めるときは、交付すべき交付金の額を決定し、知事に通知するものとする。

2 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 前条の規定による申請書が内閣府に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第10条 交付金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事は、交付対象事業等の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。
- (2) 知事は、交付対象事業等を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。
- (3) 知事は、交付対象事業等が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、大臣に報告を行い、その指示を受けること。

(産業財産権に関する届出)

第11条 知事は、交付対象事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し

若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第5号の産業財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 知事は、適正化法第9条第1項の規定に基づき交付金の申請の取下げをする場合は、交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第6号の交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第13条 知事は、適正化法第12条の規定に基づき大臣が報告を求めたときは、別記様式第7号の遂行状況報告書を大臣に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 知事は、交付対象事業等が完了したとき若しくは交付対象事業等の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、適正化法第14条前段の規定に基づき別記様式第8号の実績報告書及び添付書類を大臣に提出しなければならない。

2 知事は、交付対象事業等が完了せずに交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月30日までに適正化法第14条後段の規定に基づき、前項に準ずる実績報告書等を大臣に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業等の実施結果が交付金の交付の決定の内容(第10条各号の規定に基づく承認等をした場合は、その内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、知事に通知するものとする。

2 大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第10条第2号の交付対象事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の決定の内容(第10条第1号又は第3号の規定に基づく承認等をした場合は、その内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付金を交付対象事業等以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第17条 知事は、第15条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9号の報告書により大臣に速やかに報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(交付金の請求)

- 第18条 知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第10号の概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）に提出しなければならない。
- 2 知事は、交付金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第11号の精算払請求書を会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

- 第19条 知事は、交付対象経費（交付対象事業等の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業等完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 知事は、取得財産等について別記様式第12号の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 知事は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条に定める報告書に別記様式第13号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 知事は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、交付対象事業等の完了後においても大臣の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 知事は、前項の承認を受けようとする場合は、別記様式第14号の財産処分承認申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付金の収益納付)

第21条 知事は、交付対象事業等実施中及び終了後一定期間内に、交付対象事業等の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、別記様式第15号の収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 知事は、大臣が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、大臣の発する指令に従って、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納入しなければならない。

3 大臣は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(交付金の経理)

第22条 知事は、交付対象事業等に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに交付対象事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

(交付金調書)

第23条 知事は、交付対象事業等に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第16号の調書を作成しておかななければならない。ただし、本条項は、沖縄県及び沖縄の市町村に対する交付金に限るものとする。

(間接補助事業者に対して付すべき条件)

第24条 知事は、交付対象事業等を実施する事業主体に対して交付金の交付の決定をする場合には、第9条から第17条まで及び第19条から前条までの規定と同一趣旨の条件を付さなければならない。

(雑則)

第25条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、2部（正本及び副本各1部）とする。

ただし、別記様式第10号の概算払請求書及び別記様式第11号の精算払請求書は1部

(正本) とする。

2 この交付金の制度導入後、更に本要綱に定めが必要となる事項については、本制度の実施状況を見ながら適時適切に本要綱の改正に努める。

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附 則

本要綱は、平成24年4月19日より施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

本要綱は、平成24年12月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

(経過措置)

第2条 この決定の施行の際現にあるこの決定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この決定による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この決定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

附 則

この決定は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)

	交付対象事業
イ	観光の振興に資する事業等
ロ	情報通信産業の振興に資する事業等
ハ	農林水産業の振興に資する事業等
ニ	イからハまでに掲げるもののほか、産業の振興に資する事業等
ホ	雇用の促進に資する事業等
ヘ	人材の育成に資する事業等
ト	ホ及びヘに掲げるもののほか、職業の安定に資する事業等
チ	教育の振興に資する事業等
リ	文化の振興に資する事業等
ヌ	福祉の増進に資する事業等
ル	医療の確保に資する事業等
ヲ	科学技術の振興に資する事業等
ワ	情報通信の高度化に資する事業等
カ	国際協力及び国際交流の推進に資する事業等
ヨ	駐留軍用地跡地の利用に資する事業等
タ	離島の振興に資する事業等
レ	環境の保全並びに防災及び国土の保全に資する事業等
ソ	イからレまでに掲げるもののほか、沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する事業等

内閣総理大臣 宛

沖縄県知事
氏 名

令和 年度沖縄振興特別推進交付金交付申請書

令和 年度において、〇〇事業を下記のとおり実施したいので、補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定に基づき申請します。

記

1 事業の目的

沖縄県が沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して、沖縄の実情に即した
事業の的確かつ効果的な実施を図る。

2 交付申請金額

交付申請金額（千円）

3 交付対象事業の開始（予定）日

令和 年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

令和 年 月 日

- （備考） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 沖縄振興交付金事業計画及び事業等についての内容、積算にかかる資
料を添付すること。

別記様式第2号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

沖 縄 県 知 事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金計画変更承認申請書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業
について、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 - 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
 - 3 新旧対照表を添付すること。

別記様式第3号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

沖縄県知事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金中止（廃止）承認申請書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第4号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

沖縄県知事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金事故報告書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業
について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
 - 2 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

別記様式第5号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

沖 縄 県 知 事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金産業財産権届出書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、沖縄振興特別推進交付金交付要綱第11条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 種類（番号及び産業財産権の種類）
2. 内容
3. 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第6号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

沖 縄 県 知 事
氏 名

令和 年度沖縄振興特別推進交付金交付申請取下げ書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業
について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条の規定に基づ
き、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記様式第7号

番 号
令和 年 月 日

内閣総理大臣 宛

沖縄県知事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金遂行状況報告書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって報告を求められた〇〇事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（令和 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

内閣総理大臣 宛

沖縄県知事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金実績報告書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間

平成・令和 年 月 日着手
令和 年 月 日完了

2 事業の成果

3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額	差引
計			

4 添付書類

- (1) 交付対象経費収支精算書及び支出済額明細書
- (2) 交付対象事業等の経過又は成果を証する書類
- (3) その他参考となる書類

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

内閣総理大臣 宛

沖縄県知事
氏 名

平成・令和 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

沖縄振興特別推進交付金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付金額（交付要綱第15条第1項による額の確定額）
円
2. 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
4. 交付金返還相当額（3. - 2. ）
円

- （備考） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 別紙として積算の内訳を添付すること。

支出官

内閣府大臣官房会計課長 宛

沖 縄 県 知 事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金概算払請求書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇
事業について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
計					

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること。

支出官

内閣府大臣官房会計課長 宛

沖 縄 県 知 事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金精算払請求書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知を受けた〇〇事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払既受領額	今回請求額
計			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記様式第 1 2 号

取得財産等管理台帳（平成・令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。
- 3 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 4 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 5 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

別記様式第 1 3 号

取得財産等明細表（平成・令和 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
 - 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものとする。
 - 3 財産名の区分には、（ア）事務用品備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、（エ）無体財産権（工業所有権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。
 - 4 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
 - 5 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

内閣総理大臣 宛

沖縄県知事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金財産処分承認申請書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇
事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

内閣総理大臣 殿

沖 縄 県 知 事
氏 名

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金収益状況報告書

平成・令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた〇〇
事業について、沖縄振興特別推進交付金交付要綱第 21 条第 1 項の規定により
収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 交付金の確定額及びその通知日

円 平成・令和 年 月 日 第 号

2. 報告期間 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 収益状況 (別 紙)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

(別紙)

収 益 状 況

(単位：円)

産業財産権の名称又は財産分配の概要	収益額	算出根拠

別記様式第 16 号

平成・令和 年度沖縄振興特別推進交付金調書

内閣府所管

国	歳出予算科目		交付決定の額		交付率		備考	
沖縄県	歳入	科目	予算現額		収入済額		備考	
	歳出	科目	予算現額 (うち国庫補助金額)	支出済額 (うち国庫補助金額)		翌年度繰越額 (うち国庫補助金額)		備考

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。
- 2 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 3 「沖縄県」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 4 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等を区分し、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用増減額等を区分して記載すること。
- 5 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 6 交付対象事業等の沖縄県の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、沖縄県の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書 () をもって付記すること。